第八十六条第一項中「預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。」を削る。

第九十七条第一項第六号中「規定するもの」を「掲げるもの」に改める。

第百十二条第三項中「営業所」を「事務所」に改める。

第百十四条第一項第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　会計監査人の氏名又は名称

第百十四条第一項第五号ロ⑴中「第九十六条第一項第三号のイ」を「第九十六条第一項第三号イ」に改め、同号ロ⑶中「⑴が」を「⑴及び」に改め、同号ホ⑶中「第八十六条第一項第五号」を「第八十六条第一項第五号イからホまで」に改め、同条第二項中「（代理店を含む。）」を削る。

第百二十五条第四号ニ中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト⑴中「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑵中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト⑶中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑷、⑸及び⑻中「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑽中「監査役」の下に「、会計監査人」を加える。

第百五十二条の二の七第二項第二号中「財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本産業協会」に改め、同項第三号中「財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

第百五十二条の六第二項第三号ただし書中「、ロ若しくは同項第二号」を「若しくはロ若しくは第二号」に改める。

第百五十二条の七の二第三号イ、第百五十二条の九第一項及び第百五十二条の十四第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第百五十二条の十六第一項中「第三十七条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第百五十二条の二十第一項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。

第百五十二条の二十二第一項第一号中「まで」の下に「に掲げる事項」を加える。

附　則

1　この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

2　この命令による改正後の労働金庫法施行規則第百十四条第一項に規定する説明書類の記載事項は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

○内閣府・農林水産省令第六号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の規定に基づき、並びに農業協同組合法、水産業協同組合法及び農林中央金庫法を実施するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の三を第一条の二の四とし、第一条の二の二を第一条の二の三とし、第一条の二の次に次の一条を加える。

（外国銀行の業務の代理又は媒介）

第一条の二の二　法第十条第六項第八号の二の主務省令で定めるものは、外国銀行（同項第八号に規定する外国銀行をいう。第二十六条第一項第二号において同じ。）の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。

第八条を次のように改める。

（信用事業規程の変更の承認を要しない場合）

第八条　法第十一条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十一条の六の二の規定による認可を受けて行う法第十条第六項第八号の二の事業（以下「外国銀行代理事業」という。）に係る事項

二　関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

第十条の八第二項第三号ただし書中「、ロ若しくは同項第二号」を「若しくはロ若しくは第二号」に改める。

第十条の九の二第三号イ、第十条の十一第一項及び第十条の十六第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第十条の十八第一項中「各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第十条の二十二第一項及び第三項中「各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。

第十条の二十四第一項第一号中「まで」の下に「に掲げる事項」を加える。

第十七条第一項第五号及び第六号中「規定するもの」を「掲げるもの」に改める。

第二十六条から第三十二条までを次のように改める。

（外国銀行代理事業に関する認可の申請等）

第二十六条　法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の六の二の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　理由書

二　外国銀行代理事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）の定款又は性質を識別するに足りる書面

三　所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四　所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五　所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六　当該組合と所属外国銀行との間の当該認可の申請に係る外国銀行代理事業の委託契約書の案

七　当該認可の申請に係る外国銀行代理事業の内容及び方法を記載した書面

八　その他参考となるべき事項を記載した書面

2　行政庁は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

二　所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。